

特別養護老人ホーム等の 大規模修繕等に関する指定都市市長会要請

特別養護老人ホーム等の高齢者施設は、要介護者等の生活基盤であることはもとより、災害時には福祉避難所としての機能を担うことが期待されており、高齢化が進み、災害が頻発化・激甚化している我が国において、その重要性は一層増しているが、措置制度の下で建てられた多床室型の施設や介護保険法施行当初に建てられた施設など、築20年を超えるものが多くを占め、建物や設備の老朽化が顕在化しており、施設の大規模修繕や建替えのニーズが高まっている。

一方で、介護人材の確保や従事者の処遇改善、昨今の急激な物価高騰等による運営経費の増加に対し、介護報酬は公定価格であることなどにより、これらの施設は、独自に経費増加分を利用料等に転嫁することが困難であり、収支差率が著しく低くなっている。さらに、建築資材費や人件費の高騰など、建設費が大幅に増加しているため、大規模修繕や建替えに要する資金を十分に確保することが困難な状況が続いている。

都市部における介護需要が将来的にピークアウトを迎えることを踏まえ、大規模修繕などによる既存施設の有効活用や建替えにより対応（状況に応じた規模縮小を含む。）していく必要がある中、国においては、地域医療介護総合確保基金などにより大規模修繕に対する補助制度を設けているものの、建替えは対象外とされている。また、同基金を活用した補助制度は、介護施設等の新規整備を併せて実施すること等が補助要件とされているなど、多額の追加費用を要する仕組みで、活用しづらいものとなっている。さらに、令和7年度補正予算で新たに制度化された国土強靱化対策と一体的に行うことを要件とする補助制度は、基準額が低額で修繕費用を十分に賄うことができない。

全国的な建物の老朽化の進行、昨今の急激な物価高騰、建築資材費や人件費の高騰などの社会環境の変化や、将来的な介護需要のピークアウトを見据え、既存施設の長寿命化を図るとともに、計画的な建替えによる更新等を進めるため、指定都市市長会として、下記のとおり要請する。

記

老朽化した特別養護老人ホーム等について、昨今の社会環境及び将来的な介護需要の変化に合わせ、大規模修繕の補助要件の緩和や十分な補助基準額を確保するなど、活用しやすい制度へ見直すとともに、建替えを対象とする新たな補助制度を創設するなど、必要な財政措置を講じるための抜本的な見直しを早急に実施すること。

令和8年8月4日
指定都市市長会